



# 違反対象物の公表制度

## 利用者の安全・安心のために 平成28年10月1日から 重大な消防法令違反の建物を ホームページに 公表します！

佐世保市消防局ホームページ

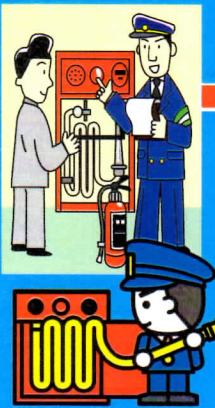
検索



### 違反対象物の公表制度とは??

ホテル・飲食店・物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が未設置であるものに限る）のある建物を確認した場合に、これらの情報を佐世保市消防局のホームページに掲載し、また、消防局・各消防署・各出張所の掲示板へ掲示する制度のことであります。

#### 立入検査の実施



#### 立入検査結果の通知

##### 立入検査結果通知書の交付

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備の未設置

※公表の対象は宿泊施設や物販店等の不特定多数の方が利用する施設等で上記①～③のいずれかの義務違反がある建物

#### 公表の事前通知

##### 公表通知書の交付

- ① 公表内容
- ② 公表の方法
- ③ 公表予定日

※上記①～③の内容を公表予定日の7日前までに通知

#### 公表

立入検査結果通知書の交付から14日以上経過した日においてなお同一違反が認められる場合

##### 公表内容

- ① 建物の名称・所在地
- ② 違反の内容
- ③ その他必要な事項

#### お問い合わせ先

公表制度については、佐世保市消防局予防課または最寄りの消防署にお問い合わせください。

● 佐世保市消防局予防課  
Tel (0956)23-9256

● 佐世保市東消防署  
Tel (0956)38-2519

● 佐世保市中央消防署  
Tel (0956)24-7621

● 佐世保市西消防署  
Tel (0956)47-2076